

# 和歌山県後期高齢者医療広域連合からのお知らせ

和歌山県後期高齢者医療広域連合 ☎073-428-6688

## 令和4年度後期高齢者医療 健康診査のご案内

年1回、健康管理のため、健康診査を受けましょう。

対象の方には、5月下旬に受診券を和歌山県後期高齢者医療広域連合から郵送します。(受診券発行の申込みは不要です。)

- 対象者 被保険者
- 検査項目 【被保険者全員に実施する項目】  
問診、計測(身長、体重、BMI、血圧)、  
診察(身体診察)、尿検査(糖、蛋白、潜血)  
血液検査(脂質、肝機能、糖代謝、腎機能、尿酸、貧血等)  
【医師が必要と判断した方に追加で実施する項目】  
心電図検査、眼底検査
- 実施期間 6月1日☎～令和5年2月28日☎
- 自己負担 無料(上記期間内に1回のみ無料)
- 持ち物 保険証、受診券、受診票・問診票
- 実施場所 受診券に同封する一覧表に記載された医療機関



## 令和4年度後期高齢者医療 歯科健康診査のご案内

歯と口の健康チェックのため、歯科健康診査を受けましょう。

対象の方には、5月下旬に受診券を和歌山県後期高齢者医療広域連合から郵送します。(受診券発行の申込みは不要です。)



- 対象者 令和4年3月末で75歳、80歳、85歳の方と90歳以上の被保険者
- 検査項目 問診、口腔診断(歯の状態・歯周組織の状況・口腔衛生状況・噛み合わせ・口腔乾燥・粘膜の異常)、口腔機能検査(噛む能力・舌機能・嚥下(飲み込み)機能)
- 実施期間 6月1日☎～令和5年2月28日☎
- 自己負担 無料(上記期間内に1回のみ無料)
- 持ち物 保険証、受診券、受診票・問診票
- 実施場所 受診券に同封する一覧表に記載された医療機関

| 手当支給月額(令和4年度) |

児童1人目	全部支給 43,070円 一部支給 43,060円～10,160円
児童2人目	全部支給 10,170円 一部支給 10,160円～5,090円
児童3人目以降	全部支給 6,100円 一部支給 6,090円～3,050円



児童扶養手当とは、ひとり親家庭の生活の安定と自立に寄与し、児童の福祉の増進を図るために支給される手当です。

一対象一  
ひとり親家庭の父母または養育者

一所得制限一  
請求者(受給者)またはその扶養義務者の前年の所得が一定額以上あるときは、手当の一部または全部が支給されません。

一現況届一  
児童扶養手当の受給資格のある人(支給停止中の人も含む)は、毎年、現況届の提出が必要です。

児童扶養手当の支給  
健康推進課保健子ども係 ☎655-3008

湯浅町では、がん患者の方の療養生活の質の向上と社会参加の促進を支援するため、医療用補正具(ウィッグ及び乳房補正具)の購入費用の一部を助成します。

一対象となる方一  
次のいずれにも該当する方が対象となります。

- がん治療の副作用として脱毛が認められる方または乳房切除術を受けた方
- 医療用補正具を購入した日及び申請時に湯浅町内に住所を有する方
- 申請を行う医療用補正具について、他の自治体からの助成を受けていない方

一対象となる医療用補正具一  
(1) 医療用ウィッグ(全頭用)  
(2) 人工乳房、パッド等(体内に挿入するものを除く)

一助成内容一  
(1) 医療用ウィッグ 1台 上限額2万円  
(2) 人工乳房(右側・左側) 各1個 上限額1万円  
(3) 助成回数は、一人につき右記3種類をそれぞれ1回まで

一申請方法一  
医療用補正具を購入後6ヶ月以内に、湯浅町がん患者医療用補正具購入費助成金交付申請書兼請求書に必要事項を記入し、次の書類を添えて申請してください。  
申請書兼請求書は、役場窓口または湯浅町ホームページからのダウンロードで入手できます。

- がん治療を受けたまたは受けていることを証明する書類
- 医療用補正具の購入費用がわかる領収証等
- 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)
- その他町長が必要と認める書類

がんの治療を受けられた方へ  
ウィッグ・人工乳房購入費用の一部を助成します  
健康推進課保健子ども係 ☎655-3008